2 法第六十九条の四第一項に規定する被相続人等の再文は居住の用に供されていた宅地等で政令で定めるものは、相続の開始の直前において、当該被相続人等の活第六十九条の四第一項に規定する事業の用文は居住の用に供されていた宅地等で設定する事業の用文は居住の用に供されていた宅地等(土地文は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。)のうち所得税法第二条第一項第十六号に規定する挪卸資産(これに準ずるものとして財務省令で定める等の法第六十九条の四第一項に規定する被相続人等の事業の用又は居住の用に供されていた部分があるときは、当該被相続人等の事業の用又は居住の用に供さ

3 法第六十九条の四第一項に規定する個人が相続又は選贈(贈与をした者の死亡3 法第六十九条の四第一項に規定する特例対象を地等(以下この項及び第十四項において「特例対象を地等」という。)のうち、法第六十九条の四第一項の規定の適用を受けるものに係る贈与により取得した財産につき相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与に限る。第十四項及び次条において「特例対象に添付してするものとする。ただし、当該相統若しくは遭贈又は贈与(当該相統に係る被相続人からの贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除くの規定の適用を受けるものに係る贈与に限る。第十四項及び次条において「特例対象に地等立びに法第六十九条の四第一項の規定の適用を受けるがより、により財政により、という。)のすべてを取得した個人が一人であるが、により対象宅地等並びに法第六十九条の五第二項第四号に規定する相続税の申告書の規定の適用を受けるものに係る贈与に限る。第十四項及び次条において「特例対象には、第一号人び当該特定計画山林のうち同号口に掲げるもの(以下この項及び第十四項において「特例対象画山林」という。)のすべてを取得した個人が一人である場合には、第一号及び第二号に掲げる書類とする。

一~三省略

- 車場業、自転車駐車場業及び準事業とする。4 法第六十九条の四第三項第一号及び第四号に規定する政令で定める事業は、
- る被相続人等の事業の用に供されていた宅地等のうち同号に定める要件に該当す5 法第六十九条の四第三項第一号に規定する政令で定める部分は、同号に規定す

(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)

第四十条の二 同 上

2 法第六十九条の四第一項に規定する被相続人等の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等で政令で定めるものは、相続の開始の直前において、当該被相続人等の同項に規定する事業の用又は居住の用に供されていた部分が一棟の建物に係るものである場合には、当該一棟の建物の敷制に供されていた部分が一棟の建物に係るものである場合には、当該一棟の建物の敷制に供されていた部分が一棟の建物に係るものである場合には、当該一棟の建物の敷用に供されていた部分が一棟の建物に係るものである場合には、当該一棟の建物の敷制の用に供されていた部分が一棟の建物に係るものである場合において、当該被相続人等の同項に規定する事業の用又は居住の用に供されていた部分が同条第三項第二号に掲げる特定居住用宅地等に該当する場合において、当該被相続人等の用及び居住の用以外の用に供されていた部分が同条第三項第二号に掲げる特定居住用宅地等に該当する場合において、当該被相続人等の用及び居住の用以外の用に供されていた部分が同条第三項に規定する事業の用及び居住の用以外の用に供されていた部分を含む。)に限るものとする。

三同上

- 転車駐車場業及び準事業とする。 4 法第六十九条の四第三項第一号に規定する政令で定める事業は、駐車場業、自
- する被相続人等の事業の用に供されていた宅地等で同号に定める要件に該当する5 法第六十九条の四第三項第一号に規定する政令で定める宅地等は、同号に規定

る部分(同号イ又は口に掲げる要件に該当する同号に規定する被相続人の親族が 掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める宅地等とする。 相続又は遺贈により取得した持分の割合に応ずる部分に限る。)とする。 法第六十九条の四第三項第二号に規定する政令で定める宅地等は、次の各号に

る場合を除く。) 被相続人の居住の用に供されていた宅地等が二以上ある場合(第三号に掲げ 当該被相続人が主としてその居住の用に供していた一の宅

のものとする。

二 被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族の居住の用に供されてい 当該親族ごとにそれぞれ主としてその居住の用に供していた一の宅地等。同号 た宅地等が二以上ある場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該親族が主とし において同じ。 てその居住の用に供していた一の宅地等(当該親族が二人以上ある場合には、

れぞれ次に定める宅地等 の用に供されていた宅地等が二以上ある場合。次に掲げる場合の区分に応じそ 被相続人及び当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族の居住

が主としてその居住の用に供していた一の宅地等とが同一である場合 当該被相続人が主としてその居住の用に供していた一の宅地等と当該親族 の宅地等 当該

ていた一の宅地等及び当該親族が主としてその居住の用に供していた一の宅 イに掲げる場合以外の場合 当該被相続人が主としてその居住の用に供し

7 とする。 件に該当する部分(同号イからハまでに掲げる要件に該当する同号に規定する被 が相続若しくは遺贈により取得した持分の割合に応ずる部分又は同号に定める要 る被相続人等の居住の用に供されていた宅地等のうち、同号の被相続人の配偶者 相続人の親族が相続又は遺贈により取得した持分の割合に応ずる部分に限る。 法第六十九条の四第三項第二号に規定する政令で定める部分は、同号に規定す

9 8 省 省 略

略

11 10 号に定める要件に該当する同号に規定する被相統人の親族が相続又は遺贈により 業の用に供されていた宅地等のうち同項第三号に定める要件に該当する部分(同 取得した持分の割合に応する部分に限る。)とする。 る法人(同項第一号イに規定する申告期限において清算中の法人を除く。)の事 法第六十九条の四第三項第三号に規定する政令で定める部分は、同号に規定す

> 該宅地等のうち当該要件に該当する部分の宅地等に限る。)とする。 もの(当該宅地等のうちに当該要件に該当する部分以外の部分があるときは、

6 用宅地等又は同項第三号に掲げる特定同族会社事業用宅地等に該当するもの以外 する被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で同項第一号に掲げる特定事業 法第六十九条の四第三項第二号に規定する政令で定める宅地等は、同号に規定

10 9 8 7 同 同 同 Ł 上

うち当該要件に該当する部分の宅地等に限る。)とする。 宅地等のうちに当該要件に該当する部分以外の部分があるときは、当該宅地等の 事業の用に供されていた宅地等で同項第三号に定める要件に該当するもの(当該 する法人(同項第一号イに規定する申告期限において清算中の法人を除く。)の 法第六十九条の四第三項第三号に規定する政令で定める宅地等は、同号に規定

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第三十一条の三 個人が、その有する土地等又は建物等でその年一月 年又は前々年において既にこの項の規定の適用を受けている場合を除く。) に は 、 当1該 の六、第三十七条の七若しくは第三十七条の九の二から第三十七条の九の五までの規定の 譲渡による譲渡所得については、第三十一条第一項前段の規定によ 第三十七条、第三十七条の四、第三十七条の五(同条第五項第一号を除く)、第三十七条 規定又は前条、第三十三条から第三十三条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、 当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対してするもの及び所得税法第五十八条の もののうち居住用財産に該当するものの譲渡(当該個人の配偶者その他の 一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が十年を超える 応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。〔令二〇の三①〕 は、同項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に り当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する所得税の額 適用を受けるものを除く。以下この条において同じりをした場合(当該個人がその年の前 課税長期譲渡所得金額が六千万円以下である場合 当該課税長

課税長期譲渡所得金額が六千万円を超える場合 次に掲げる金 期譲渡所得金額の百分の十に相当する金額

六百万円

分の十五に相当する金額 当該課税長期譲渡所得金額から六千万円を控除した金額の百

2 前項に規定する居住用財産とは、次に掲げる家屋又は土地等をい

のうち国内にあるもの「令二〇の三②」 当該個人がその居住の用に供している家屋で政令で定めるもの

る年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限る。) 前号に掲げる家屋で当該個人の居住の用に供されなくなつたも (当該個人の居住の用に供されなくなつた日から同日以後三年を経過する日の属す

三 前二号に掲げる家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土

間が十年を超える当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(当 間に譲渡されるものに限る。 骸災害があつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの ば、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期 当該個人の第一号に掲げる家屋が災害により滅失した場合にお ,て、当該個人が当該家屋を引き続き所有していたとしたなら

3 申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、か 書類の添付がある場合に限り、適用する。〔規一三の四〕 つ、同項の規定に該当する旨を証する書類として財務省令で定める 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第二十条の三 法第三十一条の三第一項に規定する当該個人と政令で 定める特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。

当該個人の配偶者及び直系血族

一当該個人の親族(前号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。)で当該 個人と生計を一にしているもの及び当該個人の親族で次項に規定 事情にある者及びその者の親族でその者と生計を一にしているも する家屋の譲渡がされた後当該個人と当該家屋に居住をするもの 当該個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の

その者の親族でその者と生計を一にしているもの ら受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの及び 前三号に掲げる者及び当該個人の使用人以外の者で当該個人か

これに準ずる関係のあることとなる会社その他の法人 となる所得税法第二条第一項第八号の二に規定する株主等とした 場合に法人税法施行令第四条第二項に規定する特殊の関係その他 しているもの又は当該個人に係る前二号に掲げる者を判定の基礎 人の使用人若しくはその使用人の親族でその使用人と生計を一に 当該個人、当該個人の第一号及び第二号に掲げる親族、当該個

2 において同じ。)とし、その者がその居住の用に供している家屋を二以 の用に供している部分があるときは、その居住の用に供している部分に限る。以下この項 個人がその居住の用に供している家屋(当該家屋のうちにその居住の用以外 住の用に供していると認められる一の家屋に限るものとする。 上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居 法第三十一条の三第二項第一号に規定する政令で定める家屋は、